

一般廃棄物処理業許可証

住 所 越谷市レイクタウン一丁目1番地14

氏 名 株式会社 スリーエイセス

代表取締役 鈴木 義 弘

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和2年6月18日

越谷市長 高 橋



営業所の所在地及び名称	越谷市レイクタウン一丁目1番地14 株式会社 スリーエイセス
取扱廃棄物の種類	ごみ・その他（特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器）
収集運搬及び処分の別	収集・運搬（保管・積み替えを除く、ただし、特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器は除く）
営業区域	許可の条件のとおり
営業許可期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

許可の条件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例及び規則、その他関係法令を遵守すること。
- 2 業務実績報告書については、毎月10日までに前月分を市長に報告すること。
- 3 許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届を提出すること。
- 4 許可車両の保管場所は、越谷市レイクタウン1丁目1番地14とする。
- 5 許可車両には、産業廃棄物は一切積載しないこと。
- 6 処分先について
可燃物は、東埼玉資源環境組合とする。
不燃物は、越谷市リサイクルプラザとする。
特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器は、下記の指定引取場所とする。
 - ・日通埼玉運輸株式会社 岩槻取扱所
さいたま市岩槻区上野5丁目2番19号
 - ・SBS即配サポート株式会社 岩槻デポ
さいたま市岩槻区馬込1529番地1
- 7 保管・積み替え
特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器の保管・積み替えは、下記の場所とする。
越谷市レイクタウン1丁目2番地3
- 8 営業区域について
(ごみ) 越谷市内全域
- 9 上記の許可条件に違反が認められた場合、許可の取消しを行う。